

ぐんまこどもビジョン2025

— 別 冊 —

**第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画
(令和7～11年度)**

群 馬 県

目 次

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 県子ども・子育て支援県域の設定・・・・・・・・・・・・ 2

2 需要に応じた教育・保育サービスの提供体制の確保・・・・・・・・ 3

3 保育教諭、保育士、幼稚園教諭の確保・・・・・・・・・・・・ 6

- (1) 利用希望児童数の見込み・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 需要面（利用希望児童数の見込に対応するための従事者数）・・・・ 6
- (3) 供給面（県における現状の職員数から見て将来的に従事しているであろう従事者数）・・・・ 7
- (4) 従事者数の需給推計【(3) 供給面－(2) 需要面】・・・・ 7

4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実・・・・・・・・ 8

- (1) 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 妊婦健診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (5) 養育支援事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (6) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業・・・・・・・・ 13
- (7) 一時預かり事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (8) 実費徴収に伴う補足給付を行う事業・・・・・・・・・・ 20
- (9) 延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (10) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室・・・・・・・・ 21
- (11) 令和4年児童福祉法改正に伴う新事業・・・・・・・・ 24
 - 子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業
- (12) 令和6年子ども・子育て支援法等改正に伴う新事業・・・・ 27
 - 妊婦等包括相談支援事業・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・産後ケア事業

【各ページの記載について】

◆ポイントの記載

○解説	用語や表の見方を解説しています。
令和7年度～令和11年度取組方針	計画期間中の取組方針を記載しています。

◆「量の見込み」と「確保方策」の記載

2と4では、群馬県子ども・子育て支援圏域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を数値で示している事業があります。

「量の見込み」とは、県民の利用希望見込み数を示したものです。

「確保方策」とは、「量の見込み」の受入れ可能見込み数を示したものです。

「確保方策」が「量の見込み」を下回っている場合は、その状態を解消するための取組を積極的に進めていくことになります。